

食安監発0922第1号  
平成26年9月22日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成26年8月1日付け食安監発0801第1号）により取り扱っているところですが、同通知中、記の1に係る対日輸出施設のリストについて、ポーランド農業村開発省から認定された対日輸出施設として、下記のウェブサイトに掲載されますので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

ポーランド農業村開発省ウェブサイト

[http://www.wetgiw.gov.pl/index.php?action=art&a\\_id=1855](http://www.wetgiw.gov.pl/index.php?action=art&a_id=1855)

*Lista podmiotów zatwierdzonych do eksportu na rynek Japonii w zakresie mięsa wołowego oraz produktów z mięsa wołowego*

*(The list of meat establishments approved for export of beef meat and beef meat products to the Japanese market)*